

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

1 1 月 総 会 議 事 録

期 日 令和元年11月11日(月)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和元年11月11日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(13人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田裕子
13番	山下 理江				

3、欠席委員(0人)

--	--

農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光
松崎 政臣	中島 隆

4、本会事務局 事務局長 中野新吉郎 係長：林勇 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第9番 谷委員 第10番 原委員

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（所有権移転）
について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積（利用権設定）
の公示について

議案第3号 川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について

議案第4号 非農地証明について 2件

議案第5号 非農地決定（案）について

報告第1号 合意解約について

その他

事務局

みなさんこんにちは、定刻になりましたので、11月の農業委員会総会を始めたいと思います。今日は、13名中、13名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。ただいまから総会を開催します。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、議長お願いします。

議長

(挨拶)

それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業委員

はい。

議長

それでは9番委員の谷委員さんと10番委員の原委員さんよろしくお願いたします。

議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画(所有権移転)についてです。それでは事務局説明をお願いいたします。

事務局

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（所有権移転）について説明いたします。1ページをお願いします。
朗読いたします。譲渡人住所、川崎町大字●●番地、氏名、●●、譲受人住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長渡邊大起、農業経営基盤強化法による法律関係は所有権移転になります。土地の所在、大字安真木●●番、地目、田、地積、2,952 m²、利用目的は水稻で契約の種類が売買であります。本案件は、農地中間管理機構を通しての水田の売買になります。受け手は既に決まっています、●●の●●氏が受ける予定となっております。●●氏は利用権を結ばないまま、本農地を15年以上耕作しており、申請者より土地を処分したいから買ってくれないかと相談があったようです。先ほども言いました通り15年以上も耕作をしているため周囲の営農に影響はないと考えます。2ページの位置図にあるように、受け手の家にも近いため通作時間等についても問題はないと考えます。また、そのほか所有している農地についても荒れている農地はございません。場所等につきましては、2ページの位置図と3ページの航空写真で確認をお願いいたします。11月5日に●●委員と●●委員で現地確認をしました。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは現地確認をいたしました、●●農業委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員

11月5日に●●委員と現地確認を行いました。事務局が報告したとおり、何も問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは質疑のある方挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第1号について原案通り賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数ですので、議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画（所有権移転）については、原案のとおり承認いたします。

議長 続きます。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積（利用権設定）の公示について、関係のあることですので、さきに報告第1号、農地法第18条6項の規定による通知（合意解約）について行います、事務局は説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出（合意解約）について説明します。29ページをお開きください。朗読いたします。賃貸人住所、川崎町大字●●番地、氏名、●●、相続代表、●●、賃借人住所、川崎町大字●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町大字川崎●●、地目、田、地積364㎡、他4筆で、合計4935㎡となります。契約期間が平成29年5月20日～平成32年の5月19日の3年間でありました。権利の種類については、農業経営基盤強化促進法による賃借権です。記載のとおり3年間の利用権を結んでおりましたが、それを解約した報告になります。

その後、この農地は、このあとの議案第2号の資料にもありますが、●●さんが5年間の利用権設定をしたいとのことで申請が出ております。以上です。

議長 ありがとうございます。質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので報告第1号農地法18条第6項に規定について通知（合意解約）について終わります。

議長 続きます。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積計画（利用権設定）につきまして、事務局は説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について説明します。4ページをお開きください。朗読いたします、番号1、賃借人氏名、●●、住所、●●番地、賃貸人、●●、住所、川崎町大字●●番地、利用権設定等による法律関係は賃貸権であります。土地の所在につきましては、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積、1771㎡、年数が3年であります。ほか77筆あります。集計したものが8ページに記載しております。新規の件数につきましては22件で、面積が55,735.44㎡で内訳としては、田が47,197.44㎡、畑が8,538㎡です。継続につきましては9件で、面積が39,019㎡で内訳としては、田が27,182㎡で、畑が11,837㎡です。合計件数が78件で、合計面積が94,754.44㎡です。借り手が15人、貸し手が29人、田が67筆で畑が11筆となります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは事務局の説明について質疑のある方は挙手をお願いします。

●● 委員

1番の●●さんは何も手を付けていない農地が何箇所かありまして、貸し手の方が困っているときいております。また合意解約したいとの声も聴いていますので考えた方がいいと思います。

事務局

●●委員が言われましたとおり、1番と2番の●●さんについては、苦情が入っております。草刈り等もできてないようですので、今回はしっかり管理もするという事で申請が挙がっていますが、皆さんが賛成できないのであれば、相手の方に通知いたします。

●● 委員

川崎町立病院の近くの田に草を刈るトラクターは運んでいるようです。やる気はありますが、仕事が回っていないと思われま。

●● 委員

事務局の方から連絡をして、農業委員会で現状の話が出ているので、耕作するのははっきりしてもらってください。

事務局 ●●委員が言われたように事務局から連絡をして、広告期間が11月20日から1か月間ございますので、その期間中に管理をしっかりとしないと承認ができないと連絡したいと思いますがよろしいでしょうか。

議長 それでよろしいですか。

農業委員 はい。

議長 そのほかありませんか。

●●委員 昨年の賃借はどのくらいありましたか。

事務局 昨年の11月で56,559㎡ですので、今年はかなり増えております。

議長 ほかがございませんか。

事務局 局長 さきほどの●●さんについては農業委員会として正式に文書にて警告を出そうと思います。

議長 ほかがございませんか。

議長 ないようですので、お諮りします。議案第2号について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)
賛成多数ですので、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について原案のとおり承認といたします。承認となりましたので11月20日から広告いたします。

議長 続きまして、議案第3号、川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見についてです。事務局説明をお願いいたします。

- 事務局 川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について説明いたします。朗読いたします。9ページをお開きください。申請者住所、川崎町大字●●番地、氏名、●●、計画変更の区分は除外であります。土地の所在については、大字田原●●番、地目は田、地積が1,733㎡、他2筆で合計3,715㎡であります。用途区分は変更前が農用地で、変更後は介護保険施設を予定されているそうです。土地利用の規制は農振法であります。変更理由は先ほど言いましたとおり、介護福祉施設建設の為であります。ある介護福祉施設が事業を拡大したいため、この土地を売買してほしいと申請人に相談があったそうです。この農地につきましては、農振地域農用地区域、俗にいう青地と呼ばれる農地でありまして、転用申請をする前に除外申請が必要になることから、町より農業委員会に対して意見を聞きたいとのこと。事務局の方で確認をした結果、この農地については2種農地であると思われます。なお、水利関係及び隣地の承諾は取っているとのこと。10ページに位置図、11ページに航空写真、12ページに計画平面図を添付しております。確認をお願いいたします。11月5日に●●委員と●●委員で現地を確認いたしました。以上です。
- 議長 ただいま事務局の説明が終わりましたので、現地確認をした●●委員補足説明をお願いいたします。
- 委員 当地は日田彦山線の線路沿いの農地になりますが、周りには田もないので他の営農にも影響はないので問題はないと思われます。
- 議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明と農業委員の説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第3号について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)
賛成多数ですので、議案第3号川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見については原案のとおり承認といたします。
- 議長 続きまして、議案第4号番号1の非農地証明についてです。事務局は説明をお願いいたします。
- 事務局 非農地証明について番号1について説明いたします。

朗読いたします。申請者住所、千葉県●●番、氏名、●●、土地の所在については、大字安真木●●番、登記地目は畑、現況は山林であります。地積は250㎡であります。申請理由は、40年以上も前より山林となっており農地への復旧が困難であるとのこと。当農地の申請者である●●氏は千葉県●●に在住しておりまして、14ページの位置図の申請地の下の部分については、先月の農業委員会にて3条申請が出ておりましたが、当農地も含めて申請したい旨をいわれておりましたが、荒れているというよりも、山の一部のような形で山林化しておりましたので、とても3条での許可はできませんと説明しておりました。すると今月に非農地申請が出た形です。おそらく売買や贈与の予定があるのだと思われます。11月5日に●●委員と●●推進委員と現地を確認しました。以上です。

議長 　　ただいま事務局の説明がありましたが、現地確認をした●●委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 　今事務局が言われたように11月5日に●●委員と現地確認に行きましたが、15ページの航空写真でもわかるように、藪の中で途中までしか行けないような状態でした。両端が杉山でありまして、農地として復旧は無理だと思えます。以上です。

議長 　　ありがとうございます。ただいま事務局の説明と、●●委員の説明に質疑のある方は挙手をお願いいたします。ないようですので、お諮りします。議案第4号について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数ですので議案第4号番号1、非農地証明については原案のとおり承認とします。

議長 　　つづきまして、議案第4号の番号2非農地証明についてです。事務局は説明をお願いします。

事務局 非農地証明について番号2について説明いたします。朗読いたします。番号2、申請者住所、川崎町大字田原●●番地と田川市大字伊田●●番地、氏名、●●と●●、土地の所在については大字田原●●番、登記地目は田、現況は資材置き場です。地積は22㎡で、他4筆で、合計地積が158.04㎡です。申請理由については20年以上も前より資材置き場として利用しており農地への復旧が困難であるとのことです。現地確認は●●農業委員と●●委員でしていただきました。申請者は当時、競売で購入し、そのまま資材置き場として利用して現在に至っています。今回敷地の一部が農地であることに気づき、非農地証明を申請してきた次第であります。18ページに位置図、19ページに航空写真、20ページに現況写真を添付しております。平成3年以前より雑種地として課税されており、近隣の営農に影響がないことから、非農地証明はやむを得ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認をした大内田委員は補足説明をお願いします。

●●委員 他の営農に影響はないので非農地証明はやむを得ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明と、農業委員の説明に質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●●委員 申請者が2名になっていますが、つながりはどういうつながりですか。

事務局 共有名義です。

●●委員 わかりました。

議長 他ございませんか。ないようですので、お諮りします。議案第4号について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数ですので議案第4号番号2、非農地証明については原案のとおり承認とします。

議長 つづきまして、議案第5号非農地決定（案）についてです。事務局は説明をお願いします。

事務局 非農地決定（案）について説明いたします。
朗読いたします。大字安真木●●番、登記地目、田、登記地積186㎡、他17筆で合計11,870㎡、内訳としては、田が14筆で9,639㎡、畑が4筆で2,231㎡です。所有者は●●です。これは6月の総会の際に説明したとおり、本来であれば、●●は田を持てませんが、過去に過疎地域の事業の関連で安宅の筒丸地区の住民に桜木へ降りてきてもらうときに、農地を町が買収することを条件の一部としていたということでありまして、その買収した農地になります。現在はリンゴ園やキャンプ場に係る土地となっています。10月30日に●●農業委員と●●推進委員及び事務局で現地を確認いたしました。22ページに位置図、23ページに航空写真、24ページから、28ページに現況写真を添付しております。確認をお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。現地確認をした●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

●● 委員 事務局が説明したとおり、田代谷地区ですが、過疎化対策に伴って移転する際に町が買収した。昭和46年あたりだったと思いますが、そのあとに現況写真のように山林化しているといった状況であります。農地として復旧はできません。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明と推進委員の補足説明について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●● 委員 ●●番等に建物が建っておりますが、これは●●が建築しているのですか。

事務局 これは安宅のキャンプ場の管理施設と思われます。

●● 委員 転用をせずに町が建物を建てるのは悪いのではないですか。

事務局 おそらく土地収用法により、町が事業をするときは農地法の許可が不要でありますので、最後に地目変更をしていないのだと思われます。

議長 ほかございませんか。ないようですのでお諮りします。議案第5号について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数ですので議案第5号非農地決定（案）について原案のとおり承認といたします。

議長 その他に入ります。なにかございませんか。

事務局 いつも総会で言わせていただいておりますが、農業新聞と農業者年金の加入推進をよろしく願います。活動記録簿の提出をお願いいたします。会計検査の対象にもなりますので必ず提出をお願いいたします。また、農業委員に係る収賄が奈良県であったそうです。大分県でも転用関係で便宜を働いたと新聞にも掲載されました。そういうことがないようによろしく願います。また、台風19号と10月24日の大雨の災害で甚大な被害を受けている箇所がありますので、義援金をしていただけないかと、支援依頼が来ておりますので、一人1000円で義援金を送ろうかと思えますか、どうでしょうか。また支払いの方法ですが、12月の報酬から引いて送ろうと思えます。

議長 ただいまの説明で一人千円の義援金をということですがよろしいでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは事務局は義援金を送る手続きを進めてください。

議長 ほかございませんか。

事務 局長

農林振興課、農業委員会事務局からの提案でございますが、別紙で人・農地プランのアンケート調査を配布しております。このアンケートを12月中旬くらいに小組合長さんにむけて説明会をする予定です。そして農家のみんなに配布してもらう予定です。回収がおそらく半分くらいになると思われますので、その回収を農業委員と最適化推進委員さんに手伝っていただきたいと思っております。そして回収に係る活動費もでるようです。このアンケートを基に地図に落とし込んで集落の座談会にて、農地について話し合ってもらって、今後の農地を守っていきたいと思います。もし何か気づいた点がありましたら、農林振興課まで電話でも構いませんのでお知らせいただけたら幸いです。また、活動記録簿の人・農地プランについての記入欄がありますので、そちらの方に必ず記載をお願いいたします。

事 務 局

(研修視察の日時確認)

議 長

ほかありませんか。

●● 委員

(産廃の話)

議 長

ほかありませんか。ないようですので、私からです。研修視察の時にスーツとは言いませんがブレザーぐらいは着用し、農業委員のバッジをつけてきてください。よろしくをお願いいたします。本日の議題はすべて終了いたしました。次回の総会は12月4日になります。間違えないようによろしくをお願いいたします。

閉会 午後14時10分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

9番委員 _____

10番委員 _____

議 長 _____